

平成26年第8回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成26年7月25日(金) 午後1時30分～午後3時00分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育委員	委員長	沖田 道子
	職務代理	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	早津 聡子
	教育長	飯田 晴義
事務局	教育部長	森 範康
	学校教育課長	川瀬 康彦
	生涯学習課長	澤部 紀博
	図書館長	林 隆則
	給食センター所長	坂口 惣一郎
	総務係長	向井 克久
	学校教育係長	守屋 敦史
	学校教育推進員	吉村 泰之

4 議 事

議案第33号 幕別町いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について

議案第34号 幕別町教育委員会の職務権限に関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

議案第35号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

沖田委員長 ただ今から、第8回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1会期の決定についてお諮りします。本日一日限りとするに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 会期は本日一日限りと決しました。

次に、日程第2会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、5番飯田委員を指名いたします。

次に、日程第3前回会議の承認であります。第7回教育委員会会議について、別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、第7回教育委員会会議を承認します。

次に、日程第4事務報告について、お願いいたします。

教育部長（森 範康） 事務報告については、ございません。

沖田委員長 事務報告がないようですので、議件に入ります。

日程第5議案第33号幕別町いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について、説明を求めます。

学校教育課長（川瀬 康彦） 議案第33号幕別町いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

幕別町いじめ問題等対策委員会につきましては、いじめに関わる諸問題を協議し、児童生徒の心身の健全な成長を図ることを目的に設置されておりまして、講演会の開催や、いじめ防止標語の募集等の事業を実施しているところであります。

また、本委員会につきましては、設置要綱第2条第1項の規定によりまして、17名以内で組織し、委員は、教育委員会が委嘱を行うものであります。

なお、先月開催されました教育委員会会議におきまして、当該対策委員会に係ります、要綱の一部改正の審議の際に説明をさせていただきましたが、現在、作業を進めている、幕別町いじめ防止基本方針の策定後になりますが、当該対策委員会は発展的に解散し、附属機関として基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実行的に行う組織を今年度中に新設する考えであります。この新たな組織に係ります条例を施行するまでは、幕別町いじめ問題等対策委員会において、いじめ防止標語の募集や啓蒙等の事業を実施していくことを、お含みいただきたいと思います。

さて、本年度の委員につきましては、議案書にありますように、要綱第2条の1号委員として校長2名、札内東中学校の池浦校長と札内北小学校の石井校長、2号委員として教頭2名、札内東中学校の横山教頭と札内北小学校の宮村教頭、3号委員として教諭8名、幕別小学校の高井教諭、糠内小学校の堂藤教諭、白人小学校の寺島教諭、札内南小学校の入江教諭、幕別中学校の藤教諭、糠内中学校の小山教諭、札内中学校の菊池教諭、忠類中学校の三浦教諭、4号委員として町PTA連合会から2名、田本会長、岡田副会長、5号委員として教育委員会職員3名、学校教育課長の川瀬、学校教育係長の守屋、西尾子どもサポーター、以上、1号委員から5号委員まで、併せまして17名の委員に対し、本委員会の第1回目の開催日となります平成26年8月25日付けで、委嘱を行うとするものでありまして、委員の任期は平成27年3月31日までであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

沖田委員長 異議なしと認め、議案第33号につきましては原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6議案第34号幕別町教育委員会の職務権限に関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則について説明を求めます。

学校教育課長（川瀬 康彦） 議案第34号幕別町教育委員会の職務権限に関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

議案書は2ページ目であります。また、議案第34号説明資料の規則新旧対照表をご覧ください。

現在、当該規則は5つの条文で構成されているところでありますが、委員会において処理すべき事項で委員会会議を開催する時間がないときの教育長の専決事務をこの規則において明確にすべく、今般、第5条の次に、教育長の専決規定に係る条文を、第6条として加えようとするものであります。すなわち、同条第1項には、委員会において処理すべき事項で急を要する事項が発生し、かつ、委員会の会議に諮る時間的な余裕がないときは、教育長は委員会に代わって処理することができる規定を、同条第2項は、教育長は、前項の規定により処理した事項については、次の会議において委員会に報告し、

承認を求めなければならない義務規定を追加しようとするものであります。議案にお戻りください。附則において、この規則は、公布の日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 新しい制度に代わるときに、この条項は問題ないのでしょうか。といいますのも、色々ですが、一説には長に権限が集中しやすいという問題も聞いておりますが、その中で、専決する内容が大きなものや重要なものがありますが、委員会が後認というかたちになると、問題はないのでしょうか。

学校教育課長（川瀬 康彦） 教育委員会の事務の委任につきましては、こちらの規則に、教育委員会のすべき事項が載っております。今までもですが、重大な事項につきましては、委員会会議の方に諮っておりますし、その中で、どうしても時間がないというときに限っては、専決をさせていただいて、後ほど報告ということをしていただいております。この方針については、今後とも変わらないということでお含みいただきたいと思っております。

飯田教育長 地教行法の改正が来年4月から施行になります。その改正の中に、教育委員会の職務権限、あれは首長の職務権限の改正部分はありません。なので、今までと変わらないということで、新制度に移行したとしても影響を受けるものではありません。実は、現行では、こういったことはよくありましたが、明文の規定がない中で専決をやってきたわけです。ですから、その根拠がない中で不適切な取り扱いをしてきていたので、このような改正を行うものであります。

瀧本委員 専決は、多くの業務がある中で非常に重要な部分であると思っておりますが、この専決の枠というか、なんでも専決できるわけではないと思っておりますが、これは専決できないよ、というものがあれば教えてください。

飯田教育長 基本的に教育長に委任している部分以外については、専決すべきではないですが、これは招集をするのが、通常は3日前までで、急を要する場合は、例えば町議会だと1日前となっているのですが、それを考えると、委員会会議を開く暇がないというのはまずないですね。災害だとかがあれば別ですが、本来的には、これを弾力的にするべきではないよね、という部分は変わりません。

沖田委員長 その他ありませんか。

(ありません)

沖田委員長 報告第34号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第34号につきましては原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7議案第35号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定については、プライバシー保護のため秘密会といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、秘密会といたします。

沖田委員長 秘密会をときます。

他に何かございませんか。

生涯学習課長（澤部 紀博） 平成26年度メルローズハイスクール研修生の受け入れについて説明させていただきます。

本町では、中学生・高校生をオーストラリアのメルローズハイスクールに毎年派遣していますが、今年は、隔年実施で行っています、メルローズハイスクール研修生の受け入れの年になります。

受け入れの期間は、9月28日から10月4日までの6泊7日で、受入者数は、研修生が15名、引率者が3名で、計18名を予定しています。各中学校で受け入れする研修生の数は記載のとおりになります。

参考までに申し上げますと、研修生は、研修で訪れるメルローズハイスクールの生徒で、ホストファミリーは、研修生を受け入れる家族になります。ホストバディは、研修生と一緒に登校などをするホストファミリーの中学生になります。

3の受け入れの日程ですが、1日目は、午後3時過ぎに、メルローズハイスクールの研修団が帯広空港に到着し、午後5時から町民会館で、研修生とホストファミリーの対面式を行います。終了後は、研修生がホストファミリーと帰宅し、ホームステイが開始されることとなります。2日目からは体験授業などが始まりますが、2日目の9月29日は、研修生とホストバディに、体験交流授業を受けていただくことになり、百年記念ホールで茶道や剣道を体験していただきます。3日目は、見学交流授業として、十勝管内の施設見学を予定しています。4日目は、研修生とホストバディは学校交流授業として、各学校で一日を過ごしていただくこととなります。授業の体験や給食の体験をしていただき、オーストラリアの引率者と国際交流員、教育委員会職員による巡回を行い、交流の様子を見ていただくこととしています。5日目からは、研修生のみになりますが、体験・見学授業を受けていただきます。パークゴルフ体験や、管内見学を予定しています。6日目は、体験授業になります。百年記念ホールでの料理体験をしていただくほか、現在調整中ですが、十勝管内での体験や見学を予定しています。終了後、午後7時からは、研修生とホストファミリーに町民会館にお集まりいただき、さよならパーティーを開催いたします。さよならパーティーでは、幕別町国際交流協会のご協力をいただき、日本の食に関する体験やアトラクション、記念品の贈呈などが行われることとなります。7日目は最終日となり、午後2時過ぎの飛行機で帰国の途に着くこととなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

飯田教育長 さよならパーティーは、教育委員の方々は参加しているのでしょうか。

生涯学習課長(澤部 紀博) 委員長だけ、さよならパーティーに参加していただいております。

小尾委員 今までは、委員長以外は参加しておりませんが、どうしたら良いでしょう。

飯田教育長 委員さんが、研修している様子を見る機会もないですよ。

生涯学習課長(澤部 紀博) 特に設定はしておりませんが、もし希望があれば、4日目は1日学校で授業を受けるので、その時であれば良いかなといったところです。

飯田教育長 この日は開町記念式典で、みなさんお見えになりますので、ちょうど良いかとは思いますが。

生涯学習課長(澤部 紀博) ご希望ということであれば、開町記念式典終了後の時間で設定したいと思います。

沖田委員長 委員会の職員の方も巡回するということなので、何人かいるのですよね。

生涯学習課長(澤部 紀博) 2班で、各1人ずついます。

沖田委員長 その時に、ご一緒させていただければと思います。

他に何かございませんか。

学校教育課長(川瀬 康彦) 平成27年度から使用する小学校用教科用図書について、説明させていただきます。

沖田委員長 平成27年度から使用する小学校用教科用図書についての説明については、教科書採択の公正保持の観点から秘密会とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、秘密会といたします。

沖田委員長 秘密会をときます。

他に何かございますか。

(ありません)

沖田委員長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了いたしましたので、第8回教育委員会会議を閉じます。